

○中空知衛生施設組合への派遣職員の給与に関する条例

平成15年3月3日
条 例 第1号

(目 的)

第1条 この条例は、中空知衛生施設組合（以下「本組合」という。）への派遣職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(派遣職員の定義)

第2条 この条例で派遣職員とは、本組合を組織する地方公共団体より派遣をされた職員をいう。

(給与の種類)

第3条 この条例で給与とは、給料及び諸手当をいう。

2 前項の諸手当とは、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及びその他の手当をいう。

(準用規定)

第4条 派遣職員の給与については、当該職員の派遣をした地方公共団体の関係規定を準用するものとする。ただし、特殊勤務手当及び超過勤務手当については、本組合の関係規定を準用するものとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。